

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易一般保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00034 最終改正 平成 20 年 3 月 21 日 <u>平成 20 年 9 月 19 日 一部改正</u></p> <p>第 1 条～第 5 0 条 (略)</p> <p><u>(約款第 3 0 条第 2 項ただし書きに規定する貿易一般保険運用規程に定める範囲内)</u></p> <p><u>第 5 0 条の 2 約款第 3 0 条第 2 項ただし書きに規定する貿易一般保険運用規程に定める範囲内とは、次の各号とする。</u></p> <p>一 <u>貿易一般保険包括保険(繊維品)特約書、貿易一般保険包括保険(鋼材)特約書又は貿易一般保険包括保険(化学品)特約書に基づく保険契約を締結する輸出契約について、非常事由の不てん補部分を対象として個別保険を締結している場合は、約款第 7 条第 1 項に規定する残額に次の割合を乗じて得た額を上限とする。</u></p> <p>イ <u>約款第 3 条第 1 号及び第 3 号のてん補危険の場合 1 0 0 分の 9 5</u></p> <p>ロ <u>約款第 3 条第 2 号のてん補危険の場合 1 0 0 分の 9 7 . 5</u></p> <p>二 <u>貿易一般保険包括保険(繊維品)特約書に基づく保険契約を締結する輸出契約について、信用事由の不てん補部分を対象として約款第 3 条第 1 号のてん補危険について個別保険を締結している場合は、約款第 7 条第 1 項に規定する残額に 1 0 0 分の 8 0 を乗じて得た額を上限とする。</u></p> <p>三 <u>前 2 号に掲げる場合以外にあっては、各保険契約のうち日本貿易保険が支払うべき保険金額が最大となる保険契約による約款第 7 条のてん補責任額を支払保険金の上限とする。</u></p> <p>第 5 1 条～第 6 6 条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">貿易一般保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00034 最終改正 平成 20 年 3 月 21 日</p> <p>第 1 条～第 5 0 条 (略)</p> <p>第 5 1 条～第 6 6 条 (略)</p>	

新	旧	備考
<p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成20年10月1日から実施する。</u></p>		